

(平成28年2月29日提出)

平成28年2月議会定例会議案

新潟東港地域水道用水供給企業団

平成28年2月議会定例会議案

目 次

議案第 1 号	平成28年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算-----	1
議案第 2 号	新潟東港地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について -----	4
議案第 3 号	新潟東港地域水道用水供給企業団情報公開条例の一部改正について -----	5
議案第 4 号	新潟東港地域水道用水供給企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について -----	6
議案第 5 号	監査委員の選任について -----	別冊

議案第1号

平成28年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 供給対象 新潟市，新発田市，聖籠町，明和工業株式会社
- (2) 年間総供給量 15,562,870m³ (一日平均供給量 42,638m³/日)
- (3) 主要な建設改良事業 新発田線送水管移設工事 329,271千円
一系沈でん池耐震補強工事 35,748千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	1,117,859
第1項 営業収益	941,988
第2項 営業外収益	56,654
第3項 特別利益	119,217

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	975,860
第1項 営業費用	780,598
第2項 営業外費用	50,542
第3項 特別損失	143,720
第4項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額476,864千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,796千円、過年度損益勘定留保資金376,889千円、減債積立金16,300千円及び建設改良積立金48,879千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	128,539
第1項 企業債	109,000
第2項 出資金	17,812
第3項 固定資産売却代金	2
第4項 その他資本的収入	1,725

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	605,403
第1項 建設改良費	487,656
第2項 企業債償還金	116,747
第3項 予備費	1,000

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
新発田線送水管移設工事及び一系沈でん池耐震補強工事	109,000	証書借入又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは、繰上償還又は低利に借換ることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 163,784千円
- (2) 交際費 50千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
工具器具及び備品	高速液体クロマトグラフ質量分析装置	1台

平成28年2月29日 提出

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 篠田 昭

議案第2号

新潟東港地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

新潟東港地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日 提出

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 篠田 昭

新潟東港地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新潟東港地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成20年新潟東港地域水道用水供給企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第6条とし、同号の次に次の1号を加える。

（7） 職員の退職管理の状況

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第3号

新潟東港地域水道用水供給企業団情報公開条例の一部改正について

新潟東港地域水道用水供給企業団情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日 提出

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 篠 田 昭

新潟東港地域水道用水供給企業団情報公開条例の一部を改正する条例

新潟東港地域水道用水供給企業団情報公開条例（平成25年新潟東港地域水道用水供給企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 4 号

新潟東港地域水道用水供給企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

新潟東港地域水道用水供給企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 篠 田 昭

新潟東港地域水道用水供給企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟東港地域水道用水供給企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 48 年新潟東港地域水道用水供給企業団条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金もしくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）および国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0 . 73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等または平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）もしくは平成 2	0 . 88

	4年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0 . 75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0 . 75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0 . 89
障害補償年金	障害厚生年金等および障害基礎年金	0 . 73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0 . 88
	旧船員保険法による障害年金	0 . 74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0 . 74
	旧国民年金法による障害年金	0 . 89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金または平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）および国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0 . 80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等または平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済	0 . 88

年金もしくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。) または国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0 . 80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0 . 80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金または寡婦年金	0 . 90

附則第4条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等および障害基礎年金	0 . 73
障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0 . 86
障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0 . 88
旧船員保険法による障害年金	0 . 75
旧厚生年金保険法による障害年金	0 . 75
旧国民年金法による障害年金	0 . 89

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (以下「新条例」という。) 附則第4条の規定は、この条例の適用の日 (以下「適用日」という。) 以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償および休業補償ならびに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償および適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。) 第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。) による職域加算額 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国

家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）または平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）または平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）または平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金もしくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金または平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第4条第1項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定により支給された年金たる補償および休業補償は、新条例による年金たる補償および休業補償の内払とみなす。

(平成28年2月29日提出)

平成28年2月議会定例会議案

(別 冊)

新潟東港地域水道用水供給企業団

議案第5号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

平成28年2月29日 提出

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 篠 田 昭

住 所 聖籠町大字山倉569番地
氏 名 小川 益一郎
任 期 平成28年2月29日から平成32年2月28日まで（4年間）

(平成 2 8 年 2 月 議 会 定 例 会)

予 算 説 明 書

新 潟 東 港 地 域 水 道 用 水 供 給 企 業 団

予 算 説 明 書

目 次

平成 28 年 度 事 業 会 計 予 算

実 施 計 画	1
キャッシュ・フロー計算書	3
給 与 費 明 細 書	4
継 続 費 調 書	6
地 方 債 調 書	6
予定貸借対照表（当年度分）	7
予定損益計算書（前年度分）	9
予定貸借対照表（前年度分）	10
注 記	12

平成28年度新潟東港地域水道用水供給企業団
水道用水供給事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益			1,117,859	
	1 営業収益		941,988	
		1 給水収益	899,466	給水料金収入
		2 他会計負担金	42,522	新潟市5,000m ³ /日減量に伴う基本料金相当分の経営補償金
	2 営業外収益		56,654	
		1 他会計繰入金	805	繰出基準に基づく繰入金(利息充当分)
		2 施設管理受託金	4,865	新潟pHコントロール設備維持管理業務受託金
		3 受取利息及び配当金	219	預金利息
		4 雑収益	5,599	水質検査受託料
		5 消費税環付金	1	消費税還付金
		6 長期前受金戻入	45,165	当年度減価償却、資産除却に対応する国庫補助金の収益化額
	3 特別利益		119,217	
		1 過年度損益修正益	119,216	浄水汚泥等対策に対する賠償金(平成27年度分)
		2 固定資産売却益	1	固定資産売却による益

支出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費			975,860	
	1 営業費用		780,598	
		1 原水費	29,963	取水・導水共同施設管理負担金
		2 浄水費	302,451	原水をろ過・滅菌並びに浄水を送水する設備等の維持及び作業等に要する費用
		3 総係費	97,259	事業全般の管理運営に要する費用
		4 減価償却費	312,689	有形固定資産の減価償却費
		5 資産減耗費	38,236	有形固定資産の除却費
	2 営業外費用		50,542	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	35,572	企業債利息
		2 消費税及び地方消費税	14,970	消費税及び地方消費税納付金
	3 特別損失		143,720	
		1 浄水汚泥等対策費	143,718	浄水汚泥等対策費
		2 過年度損益修正損	1	前年度以前の損失の修正
		3 固定資産売却損	1	固定資産売却による損
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	予備費

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本的収入		128,539	
	1 企業債		109,000	
		1 企業債	109,000	施設更新工事等充当起債 ・新発田線送水管移設工事 ・一系沈でん池耐震補強工事
	2 出資金		17,812	
		1 出資金	17,812	繰出基準に基づく繰入金(元金充当分) 施設耐震化事業に伴う構成団体一般会計 出資金
	3 固定資産 売却代金		2	
		1 土地売却代金	1	固定資産(用地)の売却代金
		2 車両売却代金	1	固定資産(車両)の売却代金
	4 その他 資本的収入		1,725	
		1 その他資本的 収入	1,725	施設耐震化事業に伴う繰入金のうち 明和工業株分

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本的支出		605,403	
	1 建設改良費		487,656	
		1 導水施設費	34,909	導水施設(共同施設)工事負担金
		2 浄水施設費	68,555	一系沈でん池耐震補強工事 中央監視設備更新設計業務委託 他
		3 送水施設費	337,070	新発田線送水管移設工事 紫雲寺西部調整池電磁流量計更新 他
		4 排水施設費	7,733	返送池耐震補強工事
		5 営業設備費	39,389	水質検査機器等購入費
	2 企業債償還金		116,747	
		1 企業債償還金	116,747	企業債元金償還金
	3 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	予備費

**平成28年度新潟東港地域水道用水供給企業団
水道用水供給事業会計予定キャッシュ・フロー計算書**

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は当年度純損失)	107,203
減価償却費	312,689
固定資産除却費	38,236
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 30,318
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,649
長期前受金戻入額	△ 45,165
受取利息及び受取配当金	△ 219
支払利息	35,572
未収金の増減額 (△は増加)	4,553
未払金の増減額 (△は減少)	6,830

小計	438,030
----	---------

利息及び配当金の受取額	219
-------------	-----

利息の支払額	△ 35,572
--------	----------

業務活動によるキャッシュ・フロー	402,677
------------------	---------

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 453,860
有形固定資産の売却による収入	2

投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 453,858
------------------	-----------

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	109,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 116,747
一般会計からの出資による収入	17,812
その他資本的収入	1,725

財務活動によるキャッシュ・フロー	11,790
------------------	--------

資金増加額 (又は減少額)	△ 39,391
資金期首残額	1,697,764
資金期末残額	1,658,373

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費		備 考
		報 酬	計	
本 年 度	企 業 長	1	79	79
	議 員	11	637	637
	その他の特別職	5	143	143
	計	17	859	859
前 年 度	企 業 長	1	79	79
	議 員	11	666	666
	その他の特別職	5	143	143
	計	17	888	888
比 較	企 業 長			
	議 員		△29	△29
	その他の特別職			
	計		△29	△29

2 一般職

1 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			法定福利費	合 計	備 考
		給 料	手 当	計			
本 年 度	損益勘定支弁職員	18	67,685	50,324	118,009	27,174	145,183
	資本勘定支弁職員	2	8,351	5,874	14,225	3,517	17,742
	合 計	20	76,036	56,198	132,234	30,691	162,925
前 年 度	損益勘定支弁職員	18	73,702	46,968	120,670	28,513	149,183
	資本勘定支弁職員	2	7,229	5,015	12,244	2,846	15,090
	合 計	20	80,931	51,983	132,914	31,359	164,273
比 較	損益勘定支弁職員	0	△ 6,017	3,356	△ 2,661	△ 1,339	△ 4,000
	資本勘定支弁職員	0	1,122	859	1,981	671	2,652
	合 計	0	△ 4,895	4,215	△ 680	△ 668	△ 1,348

(単位 千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特殊勤務 手 当	時間外 勤務手当	休 日 勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	宿日直 手 当	地 域 手 当	退 職 給付費	計
	本年度		572	2,484	2,208	1,296	544	4,040	3,844	17,245	10,836	2,629	1,422	9,078
前年度		1,143	2,700	2,328	1,278	486	3,630	4,104	19,288	11,100	2,635	799	2,492	51,983
比 較		△571	△216	△120	18	58	410	△260	△2,043	△264	△6	623	6,586	4,215

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		備 考
給 料	△ 4,895	1 その他の増減分	△ 4,895	新陳代謝等に係る増減 職員数の異動状況 (現に在職する職員) (その他) (計) 本年度 20人 人 20人 前年度 20人 人 20人 増 減 0人 人 0人 採用・退職の状況 (採用) (退職) 26年度 2人 2人 27年度 1人 2人 28年度(見込) 人 人
手 当	4,215	1 期末・勤勉手当の増減分	△ 2,307	期末・勤勉手当の支給率 支給期 6月 12月 計 支給率 2.025月分 2.175月分 4.20月分
		2 その他の増減分	6,522	地域手当の増 623 その他手当の増減 △ 687 退職給付費の増 6,586

3 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当り給与

区 分		事 務 職	技 術 職
平成28年1月1日 現 在	平均給料月額(円)	344,725	362,500
	平均給与月額(円)	394,667	447,849
	平均年齢(歳)	47歳	52歳
平成27年1月1日 現 在	平均給料月額(円)	398,456	367,814
	平均給与月額(円)	462,247	441,012
	平均年齢(歳)	55歳	51歳7月

(2) 初任給

区 分	事 務 職 (円)	技 術 職 (円)	一般会計の制度
			一般行政職 (円)
高 校 卒	149,000	149,000	149,000
大 学 卒	183,300	183,300	183,300

(3) 級別職員数

区 分	事 務 職			技 術 職			区 分	事 務 職			技 術 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)		級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成28年1月1日 現 在	1級	1	25.0	1級	2	14.3	平成27年1月1日 現 在	1級			1級	2	13.3
	2級			2級				2級			2級	1	6.7
	3級			3級	1	7.1		3級			3級		
	4級	2	50.0	4級	3	21.5		4級	2	50.0	4級	3	20.0
	5級	1	25.0	5級	8	57.1		5級	2	50.0	5級	9	60.0
	6級			6級				6級			6級		
	7級			7級				7級			7級		
	8級			8級				8級			8級		
	9級			9級				9級			9級		
計	4	100.0	計	14	100.0	計	4	100.0	計	15	100.0		

(級別の標準的な職務内容 平成28年4月1日)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
企 業 職	主 事 技 師	主 事 技 師	係 長 主 査	次 長 主 幹	副 参 事 次 長	副 参 事			

(4) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	事 務 職	技 術 職
給料総額に対する比率	0.7%	0.0%	0.9%
支給対象職員の比率 (平成28年1月1日現在)	72.2%	0.0%	92.9%
支給対象職員1人当たり 平均支給月額	3,153円	0円	3,153円
代表的な特殊勤務手当の名称	危険作業手当		

(5) 期末・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の階級、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.025	2.175	4.20	有	
前年度	1.975	2.125	4.10	有	
一般会計の制度	2.025	2.175	4.20	有	

(6) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
	前年度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~30%加算)
一般会計の 制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~30%加算)	

(7) 地域手当

支給対象地域	新潟市
支給率	2.0%
支給対象職員数	20人
一般会計の制度(支給率)	2.0%

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

継続費に関する調書

(単位 千円)

款項	事業名	年 度 (平成)	全 体 計 画			前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生(見込) 額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定 額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備考
			年割額	左の財源内訳								
				企業債	国庫補助金							
資本的 改良 支出費	施設耐震 化事業	26	73,029	15,000	58,029	58,446		58,446		8.5		
		27	147,161	26,000	121,161		161,744	161,744		23.6		
		28	130,627	23,000	107,627			130,627	130,627		19.1	
		29	289,028	73,000	216,028					289,028		
		30	28,800	8,000	20,800					28,800		
		31	14,400	3,000	11,400					14,400		
		32	1,029		1,029					1,029		
	計	684,074	148,000	536,074	58,446	161,744	130,627	350,817	333,257	51.2		
	施設更新 事業	26	221,580	52,000	169,580	195,019			195,019		6.9	
		27	458,511	77,000	381,511		485,072		485,072		17.2	
		28	500,915	86,000	414,915			500,915	500,915		17.8	
		29	529,715	134,000	395,715					529,715		
		30	387,771	106,000	281,771					387,771		
		31	212,915	46,000	166,915					212,915		
32		500,914	135,000	365,914					500,914			
計	2,812,321	636,000	2,176,321	195,019	485,072	500,915	1,181,006	1,631,315	41.9			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	前 末	前 年 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当該年度末現在 高 見 込 額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 創設事業		224,629	164,392	0	48,899	115,493
2 施設更新・整備事業		1,439,910	1,483,566	109,000	67,848	1,524,718
合 計		1,664,539	1,647,958	109,000	116,747	1,640,211

平成28年度新潟東港地域水道用水供給企業団
水道用水供給事業予定貸借対照表（当年度分）

（平成29年3月31日）

資 産 の 部

（単位 千円）

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		552,057		
ロ 建物	840,097			
減価償却累計額	△525,605	314,492		
ハ 構築物	9,729,809			
減価償却累計額	△5,055,934	4,673,875		
ニ 機械及び装置	3,490,092			
減価償却累計額	△2,035,397	1,454,695		
ホ 車両運搬具	8,145			
減価償却累計額	△7,512	633		
ヘ 工具・器具及び備品	206,208			
減価償却累計額	△136,433	69,775		
ト 建設仮勘定		320,297		
有形固定資産合計			7,385,824	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		284		
無形固定資産合計			284	
固定資産合計				7,386,108
2 流動資産				
(1) 現金預金			1,658,373	
(2) 未収金			93,735	
流動資産合計				1,752,108
資産合計				9,138,216

負債の部

(単位 千円)

3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		1,529,271		
企業債合計			1,529,271	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		159,412		
引当金合計			159,412	
固定負債合計				1,688,683
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		110,940		
企業債合計			110,940	
(2) 未払金			88,926	
(3) 引当金				
イ 賞与引当金		8,649		
引当金合計			8,649	
(4) その他流動負債			2,567	
流動負債合計				211,082
5 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ 長期前受金	2,713,120			
収益化累計額	△1,643,871	1,069,249		
長期前受金合計			1,069,249	
繰延収益合計				1,069,249
負債合計				2,969,014

資本の部

(単位 千円)

6 資本金				
(1) 自己資本金			5,704,833	
資本金合計				5,704,833
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		104,884		
ロ その他資本剰余金		21,212		
資本剰余金合計			126,096	
(2) 利益剰余金				
イ 減債積立金		41,400		
ロ 建設改良積立金		124,491		
ハ 当年度未処分利益剰余金		172,382		
利益剰余金合計			338,273	
剰余金合計				464,369
資本合計				6,169,202
負債資本合計				9,138,216

平成27年度新潟東港地域水道用水供給企業団
水道用水供給事業予定損益計算書(前年度分)

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	835,592		
(2) 他会計負担金	42,522	878,114	
2 営業費用			
(1) 原水費	28,282		
(2) 浄水費	286,200		
(3) 総係費 (予備費含む)	85,435		
(4) 減価償却費	288,883		
(5) 資産減耗費	24,884	713,684	
営業利益			164,430
3 営業外収益			
(1) 他会計繰入金	1,426		
(2) 施設管理受託金	4,307		
(3) 受取利息及び 配当金	220		
(4) 雑収益	5,130		
(5) 長期前受金戻入	45,861	56,944	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	38,474		
(2) 雑支出	14,539	53,013	3,931
経常利益			168,361
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	153,546		
(2) 固定資産売却益	1	153,547	
6 特別損失			
(1) 浄水汚泥等対策費	156,015		
(2) 過年度損益修正損	1		
(3) 固定資産売却損	1	156,017	△ 2,470
当年度純利益			165,891
その他未処分利益剰余金 変動額			172,232
当年度未処分利益剰余金			338,123

平成27年度新潟東港地域水道用水供給企業団
水道用水供給事業予定貸借対照表（前年度分）

（平成28年3月31日）

資 産 の 部

（単位 千円）

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		552,057		
ロ 建物	852,715			
減価償却累計額	△506,883	345,832		
ハ 構築物	9,512,268			
減価償却累計額	△5,039,396	4,472,872		
ニ 機械及び装置	3,442,225			
減価償却累計額	△1,923,722	1,518,503		
ホ 車両運搬具	8,145			
減価償却累計額	△7,311	834		
ヘ 工具・器具及び備品	200,287			
減価償却累計額	△117,880	82,407		
ト 建設仮勘定		281,064		
有形固定資産合計			7,253,569	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		284		
無形固定資産合計			284	
固定資産合計				7,253,853
2 流動資産				
(1) 現金預金			1,697,764	
(2) 未収金			98,289	
流動資産合計				1,796,053
資産合計				9,049,906

負債の部

(単位 千円)

3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		1,531,211		
企業債合計			1,531,211	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		189,730		
引当金合計			189,730	
固定負債合計				1,720,941
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		116,747		
企業債合計			116,747	
(2) 未払金			82,096	
(3) 引当金				
イ 賞与引当金		8,983		
引当金合計			8,983	
(4) その他流動負債			2,567	
流動負債合計				210,393
5 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ 長期前受金	2,713,502			
収益化累計額	△1,637,392	1,076,110		
長期前受金合計			1,076,110	
繰延収益合計				1,076,110
負債合計				3,007,444

資本の部

(単位 千円)

6 資本金				
(1) 自己資本金			5,514,789	
資本金合計				5,514,789
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		104,884		
ロ その他資本剰余金		19,487		
資本剰余金合計			124,371	
(2) 利益剰余金				
イ 減債積立金		16,300		
ロ 建設改良積立金		48,879		
ハ 当年度未処分利益剰余金		338,123		
利益剰余金合計			403,302	
剰余金合計				527,673
資本合計				6,042,462
負債資本合計				9,049,906

注 記

I. 重要な会計方針

1 有形固定資産の減価償却の方法

- ・車両運搬具 定率法
- ・その他 定額法
- ・主な耐用年数
建物 3～65年
構築物 2～65年
機械及び装置 4～60年
工具器具及び備品 2～20年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条第2号の規定により、ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

貸借対照表日後1年内のリース期間に係る未経過リース料	1,612千円
貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料	2,418千円

III. その他

1 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩し

平成28年度において、退職手当として39,396千円を支給する見込みであるため、退職給付引当金を取崩し使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩し

平成28年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金8,983千円を取崩し使用する。